

第1報告 杉浦保友 柏木総合法律事務所：顧問

(報告タイトル)

訴訟ファンディング規制について—英国の動きを参考として

(概要)

2025年7月に日本初の訴訟ファンドが立ち上がった。また同年12月時点でクレディ・スイスのATI債で損失を被った多くの日本投資家が、日本の弁護士事務所を介してスイス政府に対して巨額なICSID仲裁を申立てるべく準備中で、その費用の一部をチェコのLitFinや豪州のOmni Bridgewayという海外ファンドが、資金援助するとして注目されている。

第三者による訴訟ファンディング(TLF)は、ファンド自身が勝訴の可能性が強いと評価した民事訴訟の原告に法廷闘争のための資金を提供し、原告が勝訴した場合に得る賠償金の一部をリターンとするもの。原則ノンリコース・ファンディングであるため、資金の受領者に返済義務はない。TLFが注目される最も大きな理由の1つは、従来提訴したくとも経済的理由で諦めざるを得なかった消費者や集団訴訟クレームが、TLFの支援を得ることで可能になり、司法アクセス推進の効果があるからである。米国の訴訟ファンドの運用資産は2兆円を突破し、更に膨らむ勢いである。原告のみならず、被告に対しても、また訴訟のみならず仲裁でも、更に消費者のみならず、大企業にも利用されている。日本国内の訴訟や仲裁へのTLFの利用は弁護士法などの制約もあり今まで例がない。日本初の訴訟ファンドも日本企業に関わる国外での紛争処理の費用支援を対象にしている。

英国では、米国と状況が異なり、2023年7月26日に最高裁で訴訟ファンディング契約は「損害賠償金ベース契約」(damages-based agreement: DBA)の一種とみなす判決(*R (on the application of PACCAR Inc and others) v Competition Appeal Tribunal and others*)の結果、特に集団訴訟のためのTLFは、面倒なDBA要件に合致しないとして法的拘束力が認められない可能性があることになった。そのためこの判例法を制定法で変更すべきという意見が強い。そのため、2024年3月に、当時の保守党政権がTLFはDBAでないことを明確にする法案(Litigation Funding Agreements (Enforceability) Bill)を議会に提出。更に民事訴訟委員会(CJC)に対して、広くTLF及びその規制について報告を求めた。しかし、2024年7月の総選挙で、政権が交代し、法案は廃案となり、労働党政権はCJC最終報告を待って立法可能性についての対応を検討するとなった。

本年6月2日にCJCの最終報告“Review of Litigation Funding”が発表された。ベルギーにある欧州法の研究所のEuropean Law Instituteが発表した“Principles Governing the Third Party Funding of Litigation”(ELI原則)(2024年8月)のアプローチを取り入れた。効果的な司法アクセスの推進のため、まずPACCAR判決を遡及して否定し、TLF導入環境を整備すること、ELI原則に従い緩やかな法規制の導入すべきなど、多くの勧告がなされている。しかし、仲裁手続のファンディングを前提にしておらず、また米国での実務と同様に、事業

者に提供される TLF と消費者及び集団訴訟に提供される TLF では異なった規制が適用されるべきとする。2025 年 12 月 17 日に英司法省は、TLF は DBA ではないと明確化することで被害者の原告を守ると宣言することで、障害を取り除くアクションを取ると宣言。これ以外の CJC の見直しに書かれた勧告についての対応は引き続き検討している。

英国には Association of Litigation Funders of England and Wales (ALF) という訴訟ファンド団体が行動規範を作成してさかんに実務的活動を行っており、日本とは状況は全く異なる。しかし、上記の法的リスクを抱えており、日本と共通点がある。今後の TLF の法的な枠組みに関する英国の動向に個人的に注目している。日本でもこれから議論されるだろう TLF の法的規制について、英国の動向から学ぶことは多いと思われる。

学会での発表では、時間的制約を考え、英国の状況を中心に論じる予定。最初に TLF の定義を論じ、CJC 最終報告の基礎になった ELI 原則を分析した上で、CJC 最終報告と ALF の行動規範を概観し、最後に日本へのインパクトを考えてみたい。